

潮来市社協 指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人潮来市社会福祉協議会が開設する潮来市社協指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護支援事業（以下「事業」という。）を適正に運営するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態等になった高齢者に対し、適正な介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、被保険者が要介護状態等になった場合においてもその者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮するものとする。
- 2 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。
- 3 事業所の介護支援専門員は、介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 潮来市社協 指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 潮来市辻765番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次に定める。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は事業所を代表し、介護支援専門員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

- (2) 介護支援専門員及び事務職員 5名（内1名は管理者兼務）

介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたる。事務職員は、主に会計業務にあたる。

専門員は要介護者等が介護保険法に基づく指定居宅サービス等を適切に利用することができるよう要介護者等の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、要介護者等及びその家族の意向を尊重し、下記事項を記載した居宅サービス計画

を作成するものとする。

- ① 利用する指定居宅サービスの種類及び内容とこれが担当者
- ② 要介護者等の健康上、生活上の問題点及び解決すべき課題
- ③ 提供される指定居宅サービス等の目標及び達成時期
- ④ 提供される指定居宅サービス等が提供される日時及び指定居宅サービス等を提供する上で留意すべき事項
- ⑤ 指定居宅サービス等を利用するために利用者が負担すべき費用の額。また、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅介護サービス等の提供が確保されるよう、指定サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、要介護者等が介護保険施設等への入所を要する場合には施設への紹介等の便宜提供を行う。
- ⑥ 介護認定において行われる訪問調査については、市町村等から委託を受けて行う。

(3) 事務職員は主に会計事務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までの年末年始を除く。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、電話等により常時連絡可能な体制をとる。

(事業の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室又は利用者の居宅とする。
 - (2) 利用する課題分析表の種類 2種類 (MDS・居宅サービス計画ガイドライン)
 - (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の会議室、もしくはサービス担当者が参加するにあたり利便性を考慮し、プライバシーが確保できうる場所を必要に応じ確保する。
 - (4) 介護支援専門員の利用者訪問頻度 必要に応じ臨時行なうか、安定していると認められた場合でも1か月に一度の訪問を行い、常に状態を把握するよう努める。
- 2 要介護者等が指定居宅サービス等を適切に利用できるよう当該要介護者等の依頼を受けて、その者の心身の状況、その置かれている環境、当該要介護者等及びその家族等の要望を考慮した居宅介護サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業所等との連絡調整その他必要な情報の提供を行うとともに当該要介護者等が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、介護保険施設等への紹介やその他の情報提供を行う者とする。

(利用料等)

第7条 指定介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該支援が法定代理受領サービスであるとき利用~~者負担は無料とする。~~料の徴収は行わない。

2 第8条の実施区域を越えて行う指定介護支援を行う場合に要した交通費は、その実費負担を求める。なお、自動車を使用した場合の交通費は次のとおりとする。

(1) 実施区域を越えた距離1km当たり20円

3 前項の場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用についての文書を交付説明し了承を得てからサービスの提供を行うものとする。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、潮来市の全区域とする。

(苦情処理)

第8条 事業所は、利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、従業員の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 従業員は、居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずなければならない。

(秘密の保持)

第10条 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。

2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(虐待防止等)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを潮来市に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第12条 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第9条 事業所は、専門員等の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 事業所の職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員の雇用契約の内容とする。

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項については、事業所の管理者が潮来市社会福祉協議会長と協議して定めるものとする。

付則	この規程は、平成 1 2 年	4 月	1 日から施行する。
付則	この規程は、平成 1 3 年	4 月	1 日から施行する。
付則	この規程は、平成 1 5 年	4 月	1 日から施行する。
付則	この規程は、平成 1 7 年	4 月	1 日から施行する。
付則	この規程は、平成 1 8 年	4 月	3 日から施行する。
付則	この規程は、平成 2 1 年	4 月	1 日から施行する。
付則	この規程は、平成 2 3 年	5 月	1 日から施行する。
付則	この規程は、令和 7 年	4 月	1 日から施行する。